

参考2 愛知県内の揚水規制と揚水量の経年変化

○工業用水法



○条例



○水量測定器設置と揚水量報告が義務づけられている区域（51市町村）



地下水揚水規制の概要

	工業用水法	県民の生活環境の 保全等に関する条例	市民の健康と安全を確保する 環境の保全に関する条例		
経 過	S35.6.17 名古屋地域揚水規制 S59.7.5 尾張地域揚水規制	S49.9.30 揚水規制 S51.4.1 区域拡大	S49.11.16 揚水規制		
規制地域	名古屋地域 名古屋市中心部の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張11市町村	第一規制区域…稲沢市以南 第二規制区域…一宮市等 第三規制区域…春日井市等	名古屋市全域		
規制対象 用 途	工業用	家事用を除く全用途 ただし、工業用水法適用のものは除く	(左に同じ)		
許可基準	名古屋地域	(1) ストレーナーの位置 地表面下10m以浅であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19cm ² 以下であること (3) 揚水機の原動機の定格出力 2.2kW以下であること (4) 1日当たりの事業所総揚水量 350m ³ 以下であること	(左に同じ)		
	地 域			揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	ストレーナー の位置 (地表面下m)
	南区、港区 (堀川以西の 地域及び潮見 町を除く。)			46以下	80以深
	上に掲げる地 域以外の地域			46を超える もの	300 //
	尾張地域			46以下	90以深
	46を超える もの	180 //			
その他	許可井戸の利用者は、井戸使用状 況報告の義務	揚水機の吐出口の断面積(2つ以 上の揚水設備がある場合はその合 計)が19cm ² を超えるものは、 水量測定器設置、揚水量報告義務	(左に同じ) 揚水設備以外の設備(断面積が6cm ² 以下のもの)のうち家事用のもの以 外の設置届出・揚水量報告義務 地下掘削工事の届出及びその際の 地下水のゆう出量の報告義務		

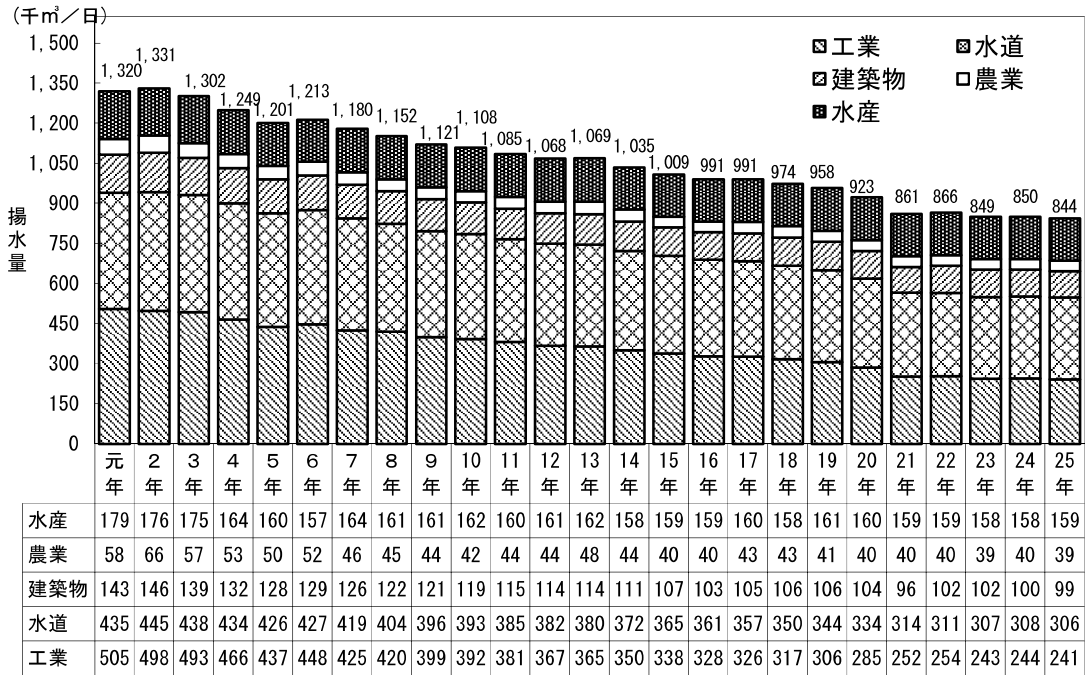
問 合 せ 先

地下水採取に関する規制、水量測定器の設置、融資制度についての問合せ、ご相談は、
下記の機関で取扱っています。

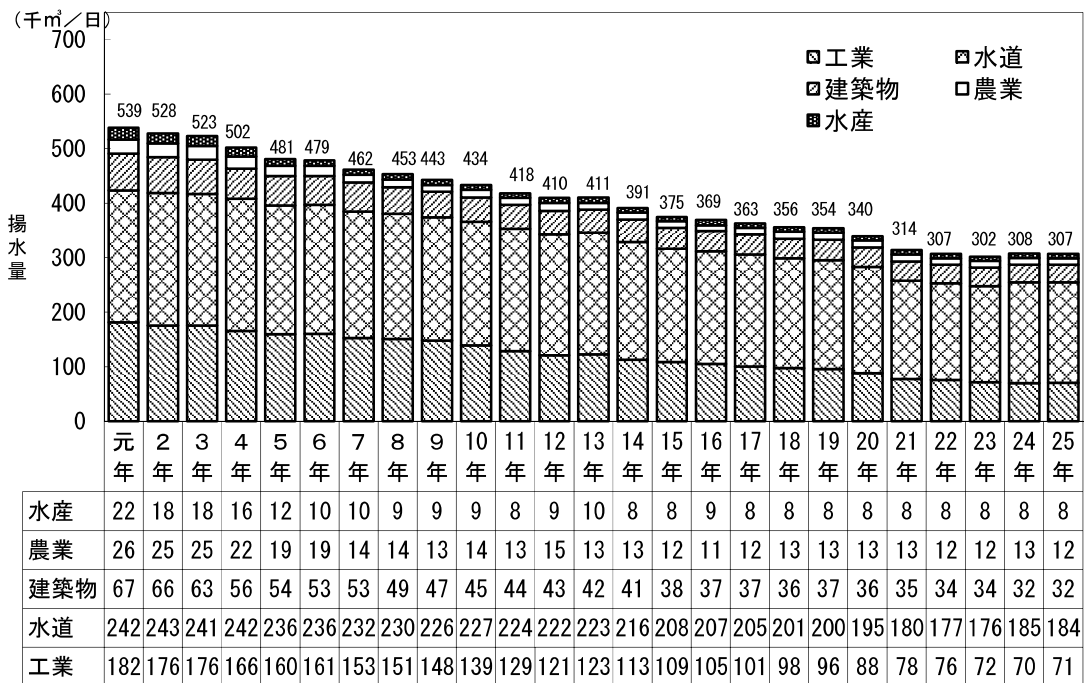
所轄の県民事務所等環境保全課

愛知県環境部水地盤環境課 TEL (052) 954-6223、6224

愛知県の地下水総揚水量



尾張地域地下水総揚水量



(注) 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制区域 19 市町村。

資料：県環境部